

平成23年度第2回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成23年9月1日（木）

新宿区みどり土木部みどり公園課

平成23年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成23年9月1日（木）

午後2時00分～午後4時09分

本庁舎6階 第二委員会室

- 1 委嘱状の交付
- 2 会長、副会長の選出等
 - (1) 会長、副会長の選出
 - (2) 新宿区みどりの推進審議会小委員会委員の指名
- 3 開 会
- 4 審 議
 - (1) 保護樹木等の指定及び解除について
 - (2) 特別保護樹木の指定について
- 5 報 告
 - (1) 新宿区みどりの基本計画について
 - (2) 新宿区みどりの実態調査（第7次）について
- 6 連絡事項等
- 7 閉 会

○配付資料一覧

- 資料1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第11期）
- 資料2 保護樹木等の指定及び解除について
- 資料3 特別保護樹木の指定について
- 資料4 新宿区みどりの基本計画 概要版
- 資料5 新宿区みどりの実態調査（第7次）概要版
- 参 考 新宿区みどりの推進審議会小委員会について
- 参 考 新宿区みどりの条例・同施行規則
- 参 考 新宿区みどり公園基金条例
- 参 考 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック

参 考 新宿区みどりの基本計画（回収資料）

参 考 新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）（回収資料）

審議会委員 13名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	池 邊 このみ	委 員	渋 江 桂 子
委 員	金 田 宣 紀	委 員	武 山 昭 英
委 員	渡 辺 芳 子	委 員	黒 森 昭 夫
委 員	小 池 玲 子	委 員	福 田 雅 人
委 員	越 野 明 子	委 員	椎 名 豊 勝
委 員	藤 田 茂		

◎はじめに

みどり公園課長 それでは定刻となりましたので、ただいまから平成23年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、新宿区みどり公園課長の城倉と申します。よろしくお願いいたします。

ここから、座らせていただきます。

本日ですけれども、現時点では傍聴を希望される方はお見えになっておりませんが、審議内容から公開しても差し支えないと思われるため、公開とさせていただきたく、委員の皆様のお了承をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして平成23年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議でございますけれども、16時、4時を目途に終了したいと考えております。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づき、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査、審議するための区長の附属機関でございます。7月末で前回第10期の任期が終了いたしまして、今回から第11期の委員による審議会ということになります。11期、今回の委員の任期でございますけれども、平成23年8月1日から平成25年7月31日までの2年間となっております。

なお、委員の皆様の発言につきましては、みどりの推進審議会の議事録として、区のホームページ及び区政情報センターにおいて公開をされます。その点につきましても、あらかじめ御了承のほどお願いしたいと思います。

◎委嘱状の交付

みどり公園課長 開会に先立ちまして、委嘱状について少し御説明をさせていただきます。

本来であれば、新宿区長中山弘子から、直接委員の皆様にお渡しするところがございますけれども、本日は区長が所用で出席することができません。大変恐縮ではございますが、机の上に配付させていただきました。御了承いただきたいと思います。

それでは、本来はここで会長に会の開会と進行をお願いするところですが、今回は委員改選後、第11期委員による最初の審議会であります。そのため会長、副会長が決まっておりません。後ほど委員互選によりまして選出していただくということになっておりますが、それまでの間、事務局であります私のほうで会の進行をさせていただきたいと思っております。

本日は11期委員による最初の審議会でございますので、各委員の皆様より、まず一言ずつごあいさつをお願いしたいと思います。

マイクの使用の方法ですけれども、目の前のマイクの4番のところのスイッチを押していただきますと青いランプがつかます。それで御発言をいただいて、終わりましたら右隣の「終了5」と書いてあるボタンを押していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、席の順番に奥のほうから、藤田委員よりお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

藤田委員 NPO法人屋上開発研究会の藤田と申します。屋上開発研究会というのは、主に屋上、壁面、そういう建築物に付随する部分の緑化の技術、それから工法の普及、それから資格制度を持っておりまして、そういう屋上緑化等をするときのきちんと技術を踏まえた人を育てるといふ、そういう資格制度もつくっております。そういう建築物緑化に関して、いろいろ御発言できればと思っております。

よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

椎名委員。

椎名委員 東京樹木医会の椎名でございます。よろしくお願いいたします。

私ども樹木医は、全国に1,800人ほどおります。東京では、東京樹木医会は約200人ほどおります。樹木の診断とか治療とか、そんなことを業としている団体でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

越野委員、よろしくお願いいたします。

越野委員 東京都建築士事務所協会新宿支部からまいりました越野と申します。東京都の建築士事務所協会の新宿支部は、約110名、事務所協会の中で所属している団体でございます。私の専門というかは、新築ではなくて建物の改修工事のほうが専門の会社でございます。そのあたりで何か意見が出せたらと思います。

よろしく願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

渋江委員、お願いいたします。

渋江委員 渋江でございます。武蔵野美術大学の大学院、それから早稲田大学、津田塾大学、芝浦工大等で非常勤講師をしております。専門は景観生態学になりまして、蛸、それから水生昆虫を中心に景観解析ということを行っております。水生昆虫の観点から、何か申し上げることができればと思っています。また、この委員は継続してやらせていただいているんですけども、新宿区の場合は地元のコミュニティーの方が大変よく、このみどり、いわゆる緑地と関係を持っていらっしゃることを勉強させていただいております。私自身も大変勉強になっております。

今後ともよろしく願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

池邊委員、お願いいたします。

池邊委員 千葉大学の池邊でございます。私は、大学では環境造園デザイン学というものを専攻しております。土地利用ですとか景観などを主要な専攻としております。ただ、私は実は新宿区民でもございまして、生まれてこの方ずっと新宿区に住んでおります。区民目線も含めて、何かお役に立てればと思っております。

よろしく願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

輿水委員、よろしく願いいたします。

輿水委員 明治大学の輿水と申します。緑地工学研究室という研究室をさせていただいております。主として都市緑化の技術論というか、そういうあたりを研究しております。そういう成果等について、幾つかの公共団体のみどりの基本計画、そんなことにもかかわらせていただいております。中でも新宿区は、これまでもいろいろお手伝いをしています。なかなか緑としては都心区で難しい区だな、また都心区でありますけれども、もちろん緑に関しては大事な区だなというふうに感じております。新宿区民ではありませんが、隣の文京区で生まれたもので、どうぞよろしく願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

熊谷委員、お願いいたします。

熊谷委員 私、熊谷洋一と申します。新宿区に疎開して以来ずっと70年近く住んでおりまして、

東京大学のほうで33年間、務めさせていただいて、首になりまして、それから東京農業大学に今おりますけれども、一貫して造園学の分野でいろいろ勉強させていただいておりますので、少しでもこの新宿区のみどりの推進にお力になればと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

金田委員、よろしくお願いいたします。

金田委員 新宿区町会連合会からきております金田といいます。名前が非常に読みづらいと思いますけれども、「のぶとし」と読みます。

私は、皆さんのようにそうそうたるみどりに関する経歴は全くありませんで、武蔵美を卒業しまして、デザイナーをやっております、長い間ずっとフジテレビにしております、それから途中から明星大学のほうで教えておまして、私の住んでおります西富久町の町会長になったのを機会に、こういう参加の仕方をさせていただいております。

ひとつよろしくよろしくお願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

武山委員、よろしくお願いいたします。

武山委員 新宿区商店会連合会の副会長をしております武山でございます。環境と厚生を担当しておりますので、こちらのみどりの推進委員として出席させていただいております。

よろしくよろしくお願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

渡辺委員、よろしくお願いいたします。

渡辺委員 渡辺芳子でございます。新宿区婦人団体協議会からまいりました。この会は、戦後、昭和24年に新宿区に初めてできた女性団体でございます、創立63年を迎えるところでございます。また、高齢者の求職活動も年に24回、24年間続けております。これが私たちの実績でございます。私は主婦の目線から、これを見てまいりたいと思っておりますので、よろしくよろしくお願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

黒森委員、よろしくお願いいたします。

黒森委員 黒森昭夫と申します。私は、今はしががない定年退職者でございますが、新宿に三十数年住んでおります。現役のころは広告代理店一筋でやってまいりましたけれども、みどりには大変興味を持っておりまして今回公募させていただきました。

どうぞよろしく願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

小池委員、お願いいたします。

小池委員 小池玲子と申します。「玲子」と書いて「よしこ」と読みます。私は、生まれてからこの方ずっと新宿区におりまして、私の家の庭には、私の生まれる前から生えておりますヤマモミジの木が、大木がございます。私は、やはり偶然なんですけれども、外資系の広告代理店に長く勤めておりまして、ヨーロッパやアメリカのまちを仕事で訪ねますと、非常にみどりが深くて美しいまちなので、できれば私も、私の庭の大きなモミジの木のみどりを守るのと同時に、新宿区もよりみどりの多い区になっていただきたいと思って、今回公募で参加いたしました。

みどり公園課長 ありがとうございます。

最後に、福田委員、お願いいたします。

福田委員 福田雅人と申します。私も公募のほうでいただいたんですが、以前は、以前というか学生時代からずっと新宿区で、今も住まいは新宿のほうなんですけれども、みどりが好きというか花が好きなのですから、今、四谷の左門町に住んでおりますが、外苑東通りに去年、おとしぐらいから自分のところでまいていましたアサガオの種がいっぱいとれたものですから、これをまいてアサガオ通りにしてやろうなんて、結構種をまいたんですけれども、抜かれているものもありますし、はたまた突っかい棒を出していただいているものもありますし、このところ二、三、花はつけているので、ちょっといやし系になるのかなと思いながら、そんなことをこの前の公募の作文のほうに入れたんですが、何か新宿区もいろんなイベント等もございますが、花とかみどりから新しい文化が発信できればと思って参加させていただきました。

どうぞよろしく願いいたします。

みどり公園課長 どうもありがとうございました。

委員の皆様、それぞれのごあいさつ、ありがとうございました。

◎会長、副会長の選出等

みどり公園課長 次に、会長、副会長の選出に進ませさせていただきます。

会長、副会長の選出につきましては、新宿区みどりの条例施行規則第30条の規定により、委員の皆様の互選ということになっております。

委員の皆様の中に、御希望または御推薦があれば御提案をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。もしないようでしたら、皆様の御了解をいただければ、事務局からの推薦というような形をとらせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、第10期では会長を熊谷委員に、副会長を興水委員をお願いしてきたところがございますけれども、第11期におきましても引き続き会長を熊谷委員、副会長につきましては興水委員をお願いしたいと考えております。

皆様、よろしいでございましょうか。

(拍手する者あり)

みどり公園課長 では、そのようにさせていただきます。

席の移動をお願いいたします。

それでは、席に着かれたところで、熊谷会長より一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

熊谷会長 かしこまりました。

ただいま会長に御指名をいただきました熊谷でございます。第11期の委員の方々、本当に今御紹介をしていただきましたけれども、それぞれすばらしい、いろいろな御活躍と御経験をお持ちですので、ぜひ新宿区のみどりの推進にお力を賜りたいと思います。

御承知のように第11期ということは、既に10期、20年のいわゆる歴史がもう既にでき上がっておりまして、私たまたま最初のころも少しかかわっておったんですけれども、最初的时候はまだまだみどりに対する認識も区民の人も低いし、それからそうってはなんですけれども、区の中の行政で担当される方も、まだまだ何となく手探りの状況であって、これはまあ若いなと思っておったんですけれども、気づいたらもう20年ですから、そのとき生まれた子供がもう成人式を迎えているということで、大変そういう意味では感慨深く思っております。

それと同時に、みどりを取り巻く社会的な環境とか、あるいは国民の関心とか、それから新宿区は特に、先ほど興水副会長も御紹介になりましたけれども、実は副会長は屋上緑化の大家でございまして、そんなことで新宿区も屋上緑化では東京都で推進第一の先端区でもございますし、いろんな意味で新宿区というのはみどりが少ないんですが、それなりに力を入れて努力をされるようになりました。

そんなことで、それもこのみどりの推進委員の皆様方のこれまでの努力かと思いますので、今後も引き続き新しい11期の委員の方々と事務局、皆様のお力をおかりしながら、いろいろお知恵をおかりして、そして区民のためにみどりの推進に貢献したいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

みどり公園課長 どうもありがとうございました。

続きまして、副会長、興水委員よりお願ひいたします。

興水副会長 特に申し上げることもないんですけども、熊谷会長の足手まといにならないように務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

みどり公園課長 ありがとうございました。

では、これより議事進行を会長にお願ひいたしたいと思います。会長、よろしくお願ひいたします。

◎新宿区みどりの推進審議会小委員会委員の指名

熊谷会長 かしこまりました。

それでは、ただいまより審議会を開催いたしたいと思います。

まずは先ほど申し上げたように、委員の皆様方には、これから2年間よろしくお願ひいたします。

さて、ここで審議会を開会する前に、まず新宿区みどりの推進審議会小委員会の委員の指名を行いたいと思います。

まずは小委員会について、事務局から説明をお願ひいたします。

みどり公園課長 それでは、みどりの推進審議会小委員会について御説明をいたします。

参考として、資料としてお配りしております新宿区みどりの推進審議会小委員会について及び新宿区みどりの条例、同施行規則を御参照ください。

資料の確認、後で行いますが、ちょっと手はずが整わなくてすみません。参考資料の中にございます。

それで、みどりの推進審議会小委員会は、新宿区みどりの条例第28条の2及び同条例施行規則第32条の2の規定に基づく組織でございます。

緊急の事案が発生して、みどりの推進審議会を直ちに開催するのが困難な場合に開催する委員会で、平成21年4月に審議会の効率的な運営を図るために創設した制度でございます。

新宿区みどりの推進審議会の調査・審議事項は、みどりの条例第27条に列記しているとお

り、参考資料、みどりの条例の5ページにございます。中ほどの27条2のところは7項目挙げております。

読み上げます。

みどりの保護と育成に関する計画に関すること。保護樹木等の指定及び解除に関すること。3といたしまして、保護樹木等の譲り受け等に関すること。4、モデル地区の指定及び解除に関すること。5、違反行為の公表等に関すること。6、新宿区みどり公園基金の処分に関すること。7、その他みどりの保護と育成について、区長が必要と認める事項です。

小委員会につきましては、この審議事項のうち、保護樹木等の指定及び解除、2番ですね。それと、みどり公園基金の処分、6番。この2つの事項につきましてのみ、小委員会にて審議をするということになっております。

この制度の創設に当たりまして、平成20年度第2回における審議会におきまして、小委員会ではあくまでも緊急な案件のみを審議することとしてほしいという意見を受けて、このようにしたものでございます。

小委員会の開催でございますが、委員長が委員を招集することによって開催をいたします。

また、審議会と同様に、委員の過半数の出席により成立するものというふうになっております。

議案の可否につきましては、出席委員の過半数により決定いたします。

委員の任期は、みどりの審議会と同様、2年でございます。

小委員会を開催するときですけれども、開催に先立ちまして事務局よりすべての委員、審議会のすべての委員の皆様には議案の資料を送付して意見照会を行います。いただいた意見は小委員会で公表して、調査、審議に反映させるものといたします。

また、委員長は小委員会での調査、審議の経過及び結果を、みどりの推進審議会に報告するということになっております。

小委員会についての説明は以上でございます。

熊谷会長 以上、みどりの推進審議会小委員会について事務局より説明がありました。ここで質問や御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。御質問どうぞ、御遠慮なく。

私のほうから補足で説明させていただきますけれども、この審議会は、いわゆる区の中でかなり重い審議会でございます。みどりに関するさまざまな事項に関して御審議をいただいているんですが、残念ながら年に2回程度しか審議をいただく機会がございません。

ところが、先ほどちょっと事務局のほうで申し上げましたけれども、保護樹木の指定・解除というのは、これは大変この審議会では重い案件でございまして、厳しい新宿区の状況の中でみどりが減っていく1つは、指定しました保護樹木が持ち主の方のいろいろな状況で、解除して伐採をしたいというような案件が結構出てまいります。それから、また保護樹木に指定をしてほしいというようなことも出てまいります。年々2回ぐらいの審議会ですと、とてもその審議に間に合わなくて、実際には大変事務局も、あるいは報告を受けたこの審議会でも、今まで大変苦慮いたしました。それならば、その案件が出てきて緊急な場合には小委員会を開いて、そこでその案件についてのみ審議をしていただいて、それは先ほど課長のほうから説明していただいたとおり、案件については前もって皆さんの意見もお伺いするし、それから結果については報告すると。そういう形でやってはどうかと、こういう意見が実はこれまでの審議会の中で大変多く出まして、それを受けてこの小委員会をつくったということでございます。

それともう1件の点は、みどり公園基金の処分というのは、基本的にはみどりの土地の、いわゆる購入等のことで、これも意外と色々な状況で、審議会を開いていたのではなかなか対応できない。そういうようなときには、その案件についてのみ小委員会を開催させていただくと、こういうようなことになっております。

中には委員の方に、何でもかんでも小委員会で決めてしまうんじゃないかというような、最初のころには御疑念もあったんですが、全くそういうことはございまして、今の案件について、緊急な案件にのみ対応するというところでございます。

過去、今までの開催事例は1回だけですね。1回だけございました。ですので、これも小委員会をあげたら、小委員会は必ず毎月とか、あるいは何カ月にも1回とかというそういうことではございまして、そういう緊急な案件が出たときだけ、かつ次の本審議会が非常にまだ先になるというようなときに、小委員会を開くということにさせていただいているものでございます。

ちょっと長くなりましたが、補足で説明をさせていただきます。

何か御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

ないようでございますので、小委員会の指名に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、みどりの推進審議会小委員会の指名についてですけれども、先ほども御説明いたしましたけれども、みどりの推進審議会小委員会の組織は、みどりの条例施行規則第32条の2第1項において、審議会委員の8人以内で、会長の指名によると規定されております。これに基づきまして、会長に委員の指名をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

熊谷会長 みどりの推進審議会は、区民から6名の方、みどりの保護と育成に関する団体の構成員の方から4名の方、学識経験者5名の計15人から構成されております。そこで、小委員会の構成についても、これらのバランスを考慮して区民委員から3名、団体の構成員の方から2名、学識経験者の委員から3人の8人とさせていただきたいと思います。

それでは、指名をさせていただきますが、ここで1つ御提案がございます。区民委員から3名を指名するに当たりまして、公募委員の方の中から1名入っていただきたいと考えております。この場で私からお一人をお願いするよりも、審議会終了後にお時間をいただいて、3名の公募委員の方々と話し合ってお決めいただいた方を指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、公募委員からの1名は後ほど決めさせていただくことにさせていただきます。よろしく願いいたします。

区民委員からのあと2名は、金田委員、渡辺委員をお願いしたいと思います。団体の構成委員の委員からは、椎名委員をお願いしたいと思います。学識経験者からは、興水委員、池邊委員、そして私とさせていただきたいと思います。

それでは、指名させていただきました皆様、どうぞよろしく願いいたします。

失礼いたしました。

団体から2名と申し上げて、今、椎名委員だけのお名前しかお呼びしなかったんですが、越野委員をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、小委員会の委員長の指名に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、御説明いたします。

小委員会の委員長についてでございます。

事務局では、小委員会の委員長は、みどりの条例施行規則第32条の2の第2項において、会長の指名によると定めておりますが、小委員会の制度ができてから初めての審議会の議論の中で、小委員会は人数が少ないだけで審議会と同等の役割と責任がある。また、小委員会は分科会や期間限定の専門機関とは異なり、審議会が縮小したものと考えられ、これらを考慮しますと審議会と同じ熊谷会長が委員長につくことが望ましいという結論になりまして、熊谷会長に小委員会の委員長をお願いいたしました。

事務局といたしましては、今期、11期も引き続き熊谷会長に委員長をお願いしたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

(拍手する者あり)

みどり公園課長 それでは、熊谷会長に引き続き小委員会の委員長もよろしくお願ひしたいと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、小委員会のほうの進行役もさせていただきたいと思ひます。

◎開会

熊谷会長 それでは、これから正式にこの審議会の開会とさせていただきます。

平成23年度第2回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

最初に事務局より、本日の出席状況について報告をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の委員の出席状況について御報告をいたします。

本日は、高橋委員から御欠席の届けをいただいております。もう1名、斎藤委員は御欠席の連絡をいただいておりますけれども、今のところ出席をされておられません。ということで、本日は15名中、現在の時点で13名の御出席ということで、審議会は成立をしているということでございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

次に、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 先ほど資料を見ていただいたりして、ちょっと前後してしまうんですけども、本日の資料について御説明をいたします。

お手元に配付いたしました資料、御確認をいただきたいと思ひます。

まず議事次第、平成23年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事次第ということでA4、紙1枚です。その後、資料1はこの審議会の名簿になっております。それから、資料2、保

護樹木等の指定及び解除について、これもA4、1枚ですけれども、裏表になっております。続きまして、資料3、特別保護樹木の指定について、これはA4、表1枚でございます。それから、今度はカラーの印刷物、資料4、新宿区みどりの基本計画概要版、これでございます。資料4とは振っておりません。このみどりの基本計画（改定）というものです。これでございます。それから、資料5として、新宿区みどりの実態調査（第7次）概要版、カラーのものです。

あとは参考資料といたしまして、先ほどもちょっと御紹介いたしましたけれども、新宿区みどりの推進審議会小委員会について、それから新宿区みどりの条例・同施行規則、新宿区みどり公園基金条例、みどりの文化財ガイドブック、小さい版になります、この冊子でございます。それから、新宿区みどりの基本計画、これは大きな本でございますけれども、これは、委員の方には既に以前にお渡しし、今期新しく委員になられた方にはお送りしてあります。きょうは参考までに見ていただきますけれども、これは後ほど回収ということでお願いいたします。同様に、新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）、水色の本でございます。これも皆さんに既にお配りをしているところですが、本日終わりましたら、きょう机に置いてある分は回収とさせていただきます。

資料の不足がございましたら、御連絡いただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

なお、先ほどお渡しした委嘱状、それから資料1の名簿について、皆様のお名前等、誤りがございましたら後ほど御連絡をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それと、資料に加えまして、資料送付先などの確認についてという用紙をお配りしてございます。その用紙の確認をしていただいて、審議会終了後に回収をさせていただきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いたします。

以上になります。

熊谷会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。資料、過不足おありのようでしたら挙手をしていただければお届けしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 それでは、審議に入ります。

初めに、保護樹木等の指定及び解除について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、御説明いたします。

保護樹木制度は、区内にある大きな樹木、まとまった樹林、立派な生け垣を残していくた

めに、区が維持管理費の一部を助成するなどの支援を行う制度でございます。樹木が健全で、かつ樹容、木の形が美観上すぐれている樹木のうち、一定の基準を満たすものを指定しているところでございます。

参考としてお配りしていますこのみどりの文化財ガイドブック、2枚めくったところです。1ページに、保護樹木であれば地上1.5メートルの高さにおける幹回り、幹の周囲です。直径ということではなくて、幹の外周が1.2メートル以上あることが指定基準になっております。

ここで、保護樹木等の指定及び解除についての御説明に入る前に、保護樹木制度について簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。その後、引き続きまして保護樹木等の指定及び解除について、資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。

それでは、担当の職員より映像を交えまして御説明させていただきますので、申しわけございません、ちょっと室内、暗くさせていただきたいと思っております。

事務局 それでは、保護樹木を担当しています事務局、宮田と申します。よろしく願いいたします。

パワーポイントを使いまして御説明いたしますが、暗くて申しわけございませんけれども、このB5判、みどりの文化財のガイドブックのほうも、一応お手元のほうに御用意していただければと思います。よろしく願いいたします。

座って御説明させていただきます。

保護樹木制度とは、大きな樹木、樹林及び生け垣を残していくために、区が保護指定した樹木等につきまして、維持管理費の一部を助成するとともに、事故等に備えて賠償責任保険に加入するなど、所有者の皆様がみどりの文化財として末永く育てていただけるように支援を行う制度となっております。開始年度は、昭和47年度で約40年近い歴史がございます。

次に、保護樹木等の指定基準について御説明いたします。

樹木が健全で、かつ樹容が美観上すぐれている樹木のうち、保護樹木に関しましては、地上1.5メートルの高さにおける幹回り1.2メートル以上の樹木であること。保護樹林に関しましては、面積が500平方メートル以上の樹林であること。保護生垣に関しましては、高さが地上1.2メートル以上、長さが15メートル以上で、景観上すぐれ、良好な管理が行われているもの。その他、区長が特に必要があると認めるものとしております。

支援の内容につきましては、1、助成金の支給、2、賠償責任保険の加入、3、維持管理の支援、4、落ち葉の回収及び処分、5、移植の助成がございます。

まず助成金の支給につきましては、こちらのガイドブックの中ほどにもございますけれども、保護樹木につきましては1本につき9,000円、ただし2本目以降からは1本につき4,500円、こちらは年1度の支給になってございます。保護樹林につきましても、面積が1,000平方メートルまでは9,000円、ただし1,000平方メートルを超える場合は、1,000平方メートルごとに4,500円となっております。保護生垣につきましては、延長20メートルまでは1メートルにつき900円、20メートルを超える部分は1メートルにつき450円を助成しています。助成金の限度額は、1所有者につき9万円を限度としております。

次に、賠償責任保険の加入についてです。保護樹木等の枝が折れ、通行人にけがを負わせた場合や、倒木によって隣接家屋の一部を倒壊させた場合などは、区が加入している保険の対象になります。なお、所有者の家族や財産は保険の対象となりません。自然災害も対象外となっております。補償内容は、対人賠償が1名当たり5,000万円、1事故2億円、対物賠償が1事故当たり5,000万円となります。

次に、維持管理支援について御説明申し上げます。強風等によって保護樹木が倒れたり枝折れした場合には、所有者にかわり区が処理を支援します。また、老木や巨木については、枯損や倒木による事故を未然に防ぐために、樹木医による診断や剪定を行っています。こちらの写真は、維持管理支援を実施いたしましたイチョウになります。剪定前、剪定後の姿となります。こちらも維持管理支援に御協力した場所でトウカエデになります。剪定前と剪定実施中の写真となっております。

次に、落ち葉の回収及び処分についてです。現在、保護樹林の落葉樹を中心に、11月から1月の毎週1回程度、袋に詰めていただいた落ち葉を、事前連絡をいただいた後、区が回収に伺っております。

また、このほかの支援といたしまして、保護樹木を移植する際に、移植にかかる工事費用の一部を助成する制度がございます。助成金額につきましては、掘りとり、植えかえ、支柱設置、運搬にかかる工事費用の2分の1、上限額は樹木1本当たり30万円、1敷地当たり90万円となっております。

続きまして、平成7年度から22年度までのデータをもとに、保護樹木の本数等の推移を御説明申し上げます。

最初に、総本数の推移です。総本数については、各年度に指定と解除があり、それぞれに増減がございまして、年度末の本数を集計しております。平成18年度が最少の1,014本で、平成21年度が最大の1,090本指定されております。平成22年度末は1,069本が指定されており

まして、平成23年度、きょう現在は1,041本が指定されてございます。

次に、年度別の保護樹木の指定及び解除の推移です。青が指定本数、赤が解除本数を示しています。指定本数を見ますと、平成21年度の49本が最も多くなっております。

次に、保護樹木の解除理由について御説明申し上げます。平成5年度から平成20年度まで指定解除をいたしました約450本について傾向を考察いたしました。その結果、枯死が127本で全体の28.2%、次いで建て替えや開発に伴う解除本数が123本で全体の27.3%となっております。

次に、保護樹木の所在地別本数内訳についてです。現在、約300名が所有しておりまして、全体の約3割が個人住宅内に生育しており、次いで約4割弱が社寺に生育している状況です。

次に、保護樹木に指定されている樹種内訳です。指定の多い順に、イチョウ、ケヤキ、スダジイ、サクラ、ヒマラヤスギとなっております。

次に、保護樹林面積の推移です。平成18年度から21年度までは38件、9万618平方メートルと変化がございましたが、昨年度1件解除がございました。現在は37件、8万9,638平方メートルの指定となっております。

次に、保護生垣延長の推移です。こちらは現在44件、1,194メートル指定しております。

以上で、保護樹木制度の説明を終了いたします。

続きまして、引き続き保護樹木等の指定及び解除について、宮田が説明いたします。

平成23年6月22日から平成23年9月1日の期間に、保護樹木等に関しまして指定の同意書の提出及び解除の申し出のありましたものについて御説明申し上げます。

今回の指定・解除件数についてです。

保護樹木につきましては、指定の同意書の提出がございました件数は3件、本数は25本ございました。解除につきましては、本期間中に届け出はございませんでした。

保護樹林につきましては、指定・解除とも申し出及び届け出はございませんでした。

同様に保護生垣についても、指定及び解除、ともに申し出及び届け出はございませんでした。

それでは、指定案件について御説明申し上げます。

保護樹木の指定に関しましては、先ほどと重複いたしますけれども、指定基準は樹木が健全で、かつ樹容が美観上すぐれている樹木のうち、地上1.5メートルの高さにおける幹回りが1.2メートル以上の樹木を対象としております。指定の同意書の提出件数は3件、25本で、指定基準を満たした生育良好の樹木が対象となっております。

1件目は、西落合二丁目の妙正寺川にかかる四村橋付近にあります。法人が所有しています樹木22本になります。22本のうち、20本は樹種がメタセコイアで、幹回りが1.40メートルから1.9メートルになります。敷地、外周を取り囲むように生育しているものです。残りの2本につきましては、敷地内の植え込み地に生育している幹回り1.4メートルのモミジ、幹回り1.3メートルのソメイヨシノとなります。

2件目につきましては、百人町二丁目の個人のお宅の庭に生育している樹木2本です。2本のうち1本は、樹種がケヤキで、幹回りが2.1メートルのもの。もう1本は、樹種がタイサンボクで、幹回り1.5メートルのものです。

3件目は、中井二丁目の個人のお宅の庭に生育している樹木1本です。樹種はモチノキで、幹回りが1.5メートルのものです。

それでは、一部重複する点もございますが、具体的に対象木を写真とあわせて御説明申し上げます。

1件目の西落合二丁目、メタセコイアを妙正寺川、四村橋側付近から撮影したものです。敷地は、西側外周側に4本、南側外周に16本の計20本のメタセコイアが植栽されています。幹回りは1.4メートルから1.9メートルで、樹高が約18メートル、枝張りが2メートルとなっております。病虫害は見られませんが、生育良好です。越境枝を出さないために、3年に1度強剪定が所有者によって行われています。

同敷地内の植栽地に生育しているモミジとソメイヨシノになります。モミジについては、3本立ちで、幹回り1.4メートル、樹高約3メートル、枝張り4メートルとなっております、生育良好です。ソメイヨシノにつきましては、幹回り1.3メートルで、樹高約8メートル、枝張り6メートルとなっております、幹の一部うろが見られますが生育は良好です。同敷地内の樹木は、所有者により定期的な剪定と管理が行われております。

続きまして、2件目の百人町二丁目の個人のお宅の庭に生育しているケヤキとタイサンボクになります。ケヤキにつきましては、幹回り2.1メートルで、樹高約12メートル、枝張り6メートルで、根元周りにうろもなく、上部に一部キノコが見られるものの、枝折れの箇所から腐朽したものであり、生育上、問題は見られませんでした。隣接地に越境した枝については、次回の剪定時に敷地内におさまるようにお願いしてまいりました。タイサンボクについては、幹回り1.5メートルで、樹高約8メートル、枝張り4メートルで生育良好な状態です。所有者は、保護生垣を有しており、敷地内の樹木については定期的に剪定を実施しているとのことです。

続きまして、3件目の中井二丁目の個人の庭に生育しているモチノキです。幹回りは1.5メートルで、樹高約8メートル、枝張り3.5メートルで、敷地中央に、北東側が家に面して生育しております。維持管理上、頭頂部は詰めて剪定されております。剪定は毎年11月ごろまでに、所有者家族により実施されております。

続きまして、保護樹林についての指定の申し出はございませんでした。

保護生垣の指定もございませんでした。

指定の説明は以上になります。

次に、解除についてです。

保護樹木等の解除につきましては、保護樹木、保護樹林、保護生垣ともに解除の申し出はございませんでした。

次に、保護樹木等の推移について御説明申し上げます。

なお、本日、御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただきますと、保護樹木につきましては、前回審議会から3件、25本増加し、277件、1,066本。保護樹林につきましては、増減なしで36件、8万7,962平方メートル。保護生け垣につきましては、増減なしで43件、1,167メートルの指定となります。

以上で、保護樹木等の指定及び解除についての説明を終了いたします。

照明をお願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいま保護樹木の概要と、それから続いて本日、御審議いただきます資料2に基づいて、保護樹木等の指定及び解除についてまとめて御説明をさせていただきましたが、どちらについても御質問があればお受けしたいと思います。よろしく願いいたします。

初めての委員の方がいらっしゃるのでも御紹介いたしますけれども、こういうようなすばらしい、この保護樹木等の指定及び解除についての審議の議題は本当に珍しくて、大体解除が結構出てまいります。そして、私、半分冗談で申し上げていたんですが、新宿区の保護樹木が1,000本を切ったら、すぐ私、会長を辞任するというふうに申し上げていたんですが、実は前期に1,040本ぐらいになりまして、多分今期中にはだめになるんじゃないかと思っておりましてけれども、今御紹介のあったように一気に25本も保護樹木が、指定が出てきたということで、これは大変、私にとっては、こんなことは非常に珍しく思います。

どうぞ委員の方、何か御質問がありましたら、どうぞ御遠慮なく、これまでの経緯も含めていろいろ御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

何か御質問ございますでしょうか。

それでは、今ちょっと専門の先生方とお話ししていたんですが、樹木医の委員の方もいらっしゃるのですが、これは事務局のほうでもいろいろ御事情があると思いますけれども、きょうの25本のメタセコイア、あれすごく高くてすばらしくていいんですが、通常メタセコイアというのはもっとう、すっと立派な、クリスマスツリーみたいな形で、成長もいい木ですし、これは樹形もいい木なんですけど、強剪定されていると言いましたよね。多分これ、境界を超えてメタセコイアがぐっと張り出すと、周りの人にとっては非常にすばらしい景観にはなるんですが、先ほどちょっと出てきた葉っぱをふるって、周囲の皆さん方の例えば雨どいを詰まらせたり、それからうんと落ちますと車の通行の妨げになって、いろんな問題があって、これはみどりの推進については一番いつも悩むところなんですけど、これについて樹木医の委員の何か御意見なりございますか。過去の経緯、御存じでしょうか。

椎名委員 樹木医の椎名ですけれども、こういうやり方って、まあ剪定の仕方というのは結構、もちろん生物学的に正しいとか、生態的に正しいとかいうそういう議論もあるんですけども、地方、地方によってもまた違うんですよね。いろんな剪定の仕方があるんですね。例えば、高崎のほうに行くと、イチョウの木をこんなふうには剪定しているお宅がありますね。そこら辺は、ちょっと農家の方が結構競っているのかなという気もしますけれども、こういう剪定がないわけではないですね。

ただ、お金もかかることですし、恐らく今会長がおっしゃったように、近隣のいろんなことを考えて、メタセコイア、細かい落葉、落葉したときに葉っぱが、サクラだったらこのぐらいの大きさのやつがぼこっと落ちているんですけども、メタセコイアの場合は複葉といって細かいのがいっぱい、葉っぱがいっぱいついていっているんですね。それが1つで落ちるんじゃないで、全部ばらばらになって落ちる傾向がありますので、集めるのもかなり……。同じ労力なのかもしれませんね。そこら辺は敷地の中の状況、工場なんだか事務所なんだか知りませんが、そういう状況もあるのかなと。それから、周りに木もありますので、木のところに、下の木にその落ち葉がひっかかって、落とさなきゃいけないとかね、いろんな作業上の、管理上の問題なんかもあるのかもしれないですね。

ただ、皆さんよく御存じでしょうけれども、メタセコイアは、戦後初めての木は皇居の吹上御所に昭和天皇がお植えになって、今すごく大きくなっています。ですから、戦後みんな東京や何かでいろんな、植えているんですけども、多摩ニュータウンなんかにもすばらしいメタセコイアの並木がありますね。それは街路樹、下は道路の邪魔になるからあれだけ

ども、結構よくなっていますね。あと水元公園とかね。そこも剪定しないですばらしくなっています。

事情が許せば、会長がおっしゃるようになるべくこうはしたいんですけども、いろんな事情の中で剪定行為なんかされているのかなと思いますけれども、何と申しましょうかね、それぐらいでございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

どうぞ、渡辺委員。

渡辺委員 渡辺でございます。

私も、メタセコイアという言葉を一生涯覚えて帰ってきたのが、相模原のほうのグリーンパーク、大きながありますね、公園が。そこへ行ったときのメタセコイア、こんな感じじゃなくて大きかったんですね。大木がぼんぼんとあって、このようにすらっとしたのを見たのは、ちょっとこれ、写真が初めてなので、これをずっと維持していかれるわけですよ、この法人という方。それで、20本まとめてこのように指定ということは、すばらしいことなんですけれども、このままずっと維持されるのかなということを感じました。

それから、もう一つ、下のほうの百人町とか中井の方の樹木については、すごくよく手入れされていていいなという感じはいたしました。

まとめて二十何本指定になるということは、とてもすばらしいことだと思います。ただ、こちらのメタセコイア、本当にメタセコイアという感じがしなかったもので、このままこういう形で維持していかれるというのは、大変じゃないかなって思っております。

熊谷会長 ありがとうございます。

これまでは多分、この所有されている個人の方が、自分のところの自費で、周辺のことも考えられてこの強剪定ということをやられていたと思うんですけども、多分これ保護樹木にすると剪定の補助が出るんでしょう。というか、剪定に限らず1本9,000円、続いて4,500円で、うん万円出るわけですよ。9万円まで。

みどり公園課長 9万円まで、上限ぎりぎりまでいくと思います。

熊谷会長 これは9万円出ますよね。その出るときに、今度は多少は専門家の方の御意見を付けて……。これ難しいね、周りの方がどうやられるか。

副会長、お願いいたします。

興水副会長 こういう場面ですから、少し具体的なお話をさせていただいてもいいと思うんですけども、余り上品でないお話で恐縮なんですけれども、剪定に、これだけ位置がそろって

いますから、作業としては次から次へとやればいいので、人件費とか時間とかのことを考えますと割と効率よく剪定できそうな気もするんですね。2本目以降は4,500円という費用が出るんですけども、樹木医の方に、これどのくらいで剪定が、経費としては可能なんでしょうか。そのあたりちょっとヒントでもいいので教えていただければと思うんですが。

椎名委員 お金の話ですか。

輿水副会長 はい。

椎名委員 まあ、そのくらいじゃできないでしょうね。

今は結構ロープを使って上に上がっていくと。ロープワークと言うんですけども、今それが主流になっていまして、脚立や何かで、こんな高い木だとやらないんですね。脚立でやってもいいんですけども。ですから、昔なら足場とか、足場は組まないんでしょうけれども、やったんでしょうけれども。どうなんでしょう。

ただ、往々にして、こういう剪定というのは最初にやった人がですね、それを踏襲していると。例えば、この個人の方のお抱えの植木屋さんが最初にやったと。先代がやったのを2代目、3代目がずっと続けてね。恐らく30年ぐらい、二、三十年でこのぐらいになると思うんですけども、1代限りだとすれば、最初にやった人がまだやっっていらっしゃるのかもしれないんだけど、そう決めたらずっとやっているのかもしれないですね。ですから、そういう点では区役所のほうが一度、会長がおっしゃるように話し合いというんですかね、そういう機会を設けて何かそういうものを模索してもいいのかなと思いますね。

ただ、例えば新宿、渋谷ですか、あれは。新宿と渋谷の間ぐらい。神宮絵画館のイチョウ、これも剪定ですよ、本来のイチョウの形じゃないですから。本来のイチョウの形は、通常伸ばしっ放しにすればああいう形にはならないので、あれはあれで絵画館に対してのビスタというんですけども、それをとっているためのすばらしい造形なんですけどね。

これ特にそういうものはないと思いますので、みどりがいっぱいふえて、やっぱり見た目にみどりのボリュームがふえているほうが壁としてはいいのかなと思いますので、それのお話し合いを何かされると、個人の方もお金の問題をてんびんにかけて何かやってあげれば、そこまで区役所が全部言えるかどうかわかりませんが、そういうことをしてあげるとどうすべきかを根本的に考える機会にはなるのかなという気がしますね。

熊谷会長 ありがとうございます。

一律に全部無剪定というか、そういうのもあれですので、先ほど御意見でおっしゃったように、下に被圧する樹木がなかったり、それからたまたまそこが空間的にあいていて、周り

の方にもそれほど迷惑じゃないところぐらいは無剪定にするとかなんかして、本来のメタセコイアの美しい樹形を何本か整えていただいて、それでこういうのが並んでいると、周りの方も、ああ無理してこういう形に剪定しているんだなというのが、かえってわかっていただけと思うんですよね。そうじゃないと、ちっちゃい子どもはメタセコイアってこういう木だと思ってしまうので、何かそういうところがちょっと残念な気がいたします。

それから、御承知かと思えますけれども、今、いわゆる都市の中での街路樹等についても、無剪定というそういう考え方が非常に主流になってきておまして、実はこの中山区長も、できるだけ街路樹は剪定するなど。以前は周りの電線にひっかかるとか、信号が見えないとか、いろんな理由で、もちろん落ち葉が落ちると。それから、一番大きな理由が、本当かうそかわかりませんが、剪定しておかないと、ちょうど今の時期に台風がきて、風でばかっと倒れるということで、それを理由に台風の前なんかというのは、思い切りこんな形にしてしまうんですよね。そういうようなこともあってなかなか、剪定するほうは思い切りしたほうがいろんな意味で楽なものですから、そういう技術的な問題もあったんですけども、やはり現在は都市も生態のことを考えなきゃいけないということで、いろんな区長の方とか、そういう方たちができるだけ無剪定にしろと。

本来ならば、街路樹が立派な樹形を保っていて、もし信号を隠すなら信号機を見えるように移設するとか、何か私、そういうふうに変えていかなきゃならないというふうに思っているものですから、こういうのも、まあ事務局にお任せしますけれども、少しこの所有者の方に、できるだけ美しいメタセコイアを周りの人にも楽しんでもらえるようなことを考えていただくとか、何か相談に乗ってあげたらいかがでしょうね。

はい、どうぞ。

小池委員 多分これだけ切るのは、うちにも大きな木があるんですけども、ものすごくお金がかかるんですね、剪定に。1本2万円はかかります。どうしてかという、切った枝を運搬するのにまたお金がかかる。そのところがすごくあるので、ここまで切っちゃうと翌年に出る枝がすごく細いと思うんです。そうすると、そのトラックで廃棄する、処分する量が少ないので、多分お金が安くなるのではないかと。うちもサクラの木とかモミジがあるんですけども、ものすごく成長が早くて、毎年、毎年かなりのその木をキープすることの経済的なものと、御近所に対する、何というか散りますからうちも。そういうものとか、かなりみどりを守るといえるのは、個人では大変なときになってきているなというふうに思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

そういう現実的な問題をいろいろ抱えておまして、なかなか私たちも苦しい選択なんですけれども、これ今までのところ、この20本の木は保護樹木になっていませんので、多分落とした枝とか、その処理も全部この方が御負担されていると思うんですね。でも、さっき御説明したように、落とした枝をためておいてもらえれば、区のほうで保護樹木についてはその費用といたしますか、葉っぱとか枝を回収に行くことになっていきますので、もし業者の人も、それを捨てに行かずにその場で切り捨ててまとめておけばよかったら、多分ずっと安くなると思うんですね。

ですから、そんなことで区のほうはただ注文をつけるだけじゃなくて、それなりのいろいろな技術的なフォローもするのではというお願いをすれば、理解をしていただけるかなと思いますし、いずれにしても1本9,000円なんていうのは、実際に持っていらっしゃる方から見たらへみたいなもの、それはもうこれから少しずつ値上げをしていただくように、皆さんからもぜひフォローしていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても30万の人口がいるところで1,000本しかないというのは、ちょっと先進国の先進区としてはちょっと残念なところがあるんです。

どうぞ御質問なり御意見ちょうだいできればと思いますけれども。

はい、どうぞ。池邊委員、お願いいたします。

池邊委員 今余りこの説明の中では重視されていなかったんですけども、やはりこの保護樹木の最低限のところ、健全で、かつ樹容が美観上すぐれている樹木のうち幹回りがというところの前提がございまして、みどりの文化財という以上は、やはりそれが景観的に美しく、これが区民の方にとって、この樹木が保護樹林でありたいというふうに思っているだけということが大事だと思いますので、そういうことが入っている、単に倒木に対する保険が入っているとか、そういうことだけではなくて、そういう部分を含めての補助金なんだということを含めて、できればお願いできればというふうに思いますけれども。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

どうぞ、椎名委員。

椎名委員 これ何月の写真ですか。

事務局 6月の写真になります。

椎名委員 6月ですか。

事務局 はい。

椎名委員 6月としては、今、池邊委員が言ったようにちょっと貧弱かもしれませんがね。そういう観点からで言うと、やっぱり切り過ぎかもしれませんがね、世間の常識からいうとね。落葉期の写真であればね、またあれなんですけれども。6月から転葉して、もう立派に成葉というか、ちゃんとした葉っぱが転葉している状態ですのでね。そういう点では。

ただ、余りそういうことで責め立ててもしょうがないので、何かうまい知恵を出して。この人は一生懸命管理するという意思が既にあるわけですから、何か。ただ、根本としては、やはりもうちょっと緑量がきちっとして、メタセコイアらしい形というのが、きっとまだできるのかなと思いますね。その限度がどのぐらいかというのは、裏に駐車場もありましたね、見たらね。駐車場ということになると、まあどういう駐車場かわかりませんが、業としての駐車場ならかなり問題かなと思いますけれども、自分のところの駐車場であるなら…。でもお客さん来ますからね。そんな感じもありますけれども、何かうまい知恵を働かせて。ちょっと意識をあれしていただくとね。せつかく区の指定樹木になるわけですから、そういう意識も持っていただくといいですね。ただ、余り責めてもね。なかなか難しい。

熊谷会長 はい、どうぞ。

みどり公園課長 非常に厳しい御意見をいただいているところなんですけれども、先ほども申し上げましたように3年に1度の剪定となっております、たまたま剪定したばかりではないかというのが1つございます。もう1年、2年たつともうちょっと茂ってくるのではないかと。

それと、やはり所有者に事情をいろいろ聞きますと、相当苦情がきているということです。私どものほかの公園でもメタセコイアが植栽してあるものが、こんな列になってはいないんですけれども、幾つかありますが、やはり隣接地の方から、葉っぱがものすごく細かくなって落ちるといふことと、その葉っぱはとげとげしいというか、針葉樹なので掃いてもなかなか集めにくいというような事情もあって、先ほど椎名委員もおっしゃったように、落ち葉の中でもなかなか厄介な落ち葉であるということが1つあります。

それと、かなり道路ぎりぎりに植わっています。高いところに立っていますので、道路にも相当落ちます。道路のすぐ石垣の前が歩道になっているんですけれども、そこに相当たまるということで、雨水ますがあつたり、それから通学路にもなっていますので、その面からも苦情が多くあります。

それと、道路の反対側にマンションが建っているんですけれども、そちらのほうからも風に乗って飛んでくるという苦情があるということで、所有者の方もかなり困っているという

ことです。わずかでありませけれども、1本9,000円という中で、私どもが幾らかでも、そういう落ち葉の回収ですとか剪定の費用の助けになれば、これからは少しよくなっていくような気がします。その辺も所有者と打ち合わせをしながら、対処していきたいと考えております。

熊谷会長 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

所有者の方は本当の善意で、保護樹木に指定を申し出てこられているので、指定したらかえって、指定しないよりいろんな意味でやりにくくなって、かつ周りからも苦情が出るということにぜひともならないように、例えば今まで出ていないような、出ていない、これが指定保護樹木になっていないのに、きちっと看板で、これは区の保護樹木ですというふうに知らせるだけでも周りの住民の方、ちょっと意識が変わりますし、それから毎日は無理でしょうけれども、落ち葉の時期には区の職員の方が、新宿区だぞという、こういうアピールをしながら、そこを1回か2回清掃をするとか、何かそういうことで大分周りの方の感覚も変わってくるんじゃないか。何かそういうようなあわせわざでぜひ、私、一番心配しているのは、善意の方のそういう行為を、逆に上から目線で指定してやったからこうだと、こういうことのないように。もちろんそんなことないと思ひますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

どうぞ。では、椎名委員。それから、金田委員。

椎名委員 今、会長おっしゃったように、何か指定して、メタセコイアという木と、区の指定樹木であるという何かわかりやすい看板でも出して、周りの人に読んでいただくと。こういうものが新宿の中で並んできちっとあるわけですから、それを理解してもらうような、理解を促すというんですかね、そういうものも必要かもしれませんね。

すみません、お先に。

熊谷会長 ありがとうございます。

金田委員、どうぞ。

金田委員 それにしても、この20本の並木というのは壮観ですね。その壮観さは、やっぱり価値があるのではないかというふうに思ひます。

熊谷会長 これは写真で見るとよりも、現場へ行くとずっと迫力あると思ひます、私もね。行くと、写っているあれ、人間が歩いていますよね、あれ。歩いていないですか、あれ、子どもか何か。ですから、あの人間の身長から見てもかなり高いですから、これそばへ行ったら、そんなに葉がついていなくても圧巻な景観だと思ひますので、ちょっと工夫するだけでもの

すごく周りの方の理解を得られると思うんですけども。新宿御苑なんかにも立派なのありますよね。大体メタセコイアって空間を必要とする樹木。

はい、どうぞ。

小池委員 何回もしゃべってすみません。

ここって、私の家から3分ぐらいのところにあるんです。たまたまここは前の会社がつぶれて、このメタセコイア、カラマツというんでしょうか、それを植えたところがつぶれて、ほかの会社が、今の会社を買ったんですね、この土地を。そのときに、近くのお寺のお坊さんやなんか、あの並木の木が切られるんじゃないか。全部建物を建てかえるというのですごく心配して、そして近所の人たちが切らないでほしいというふうにお願ひして、それで残ったんです、あの木。そういう話をお寺のお坊さんから聞きました。

熊谷会長 ありがとうございます。

そういう由緒なんかもどこかにこうね、区民の方がわかるようにしておけば。結局、区民が守った木というのが結構あるんですよ。本当にそういう善意のある人があれなんですけれども、大体新聞が取り上げたりなんかするのは、だれが切ったとか邪魔になったとか、何かそういうことばかりなので、悪意のほうはすぐニュースになるんですけども、善意のほうはなかなかならないので、そういう由来みたいなものはぜひ。看板なんてそんなにかからないでしょう。かかるの、費用。

どうぞ課長、すみません。

みどり公園課長 ガイドブックの中の1ページの中の下のほうに、緑色の看板、これは1本1本の木に基本的にはつけることになっています。こういうところで持ち主の御了解が得られれば、外向けにもっと別の看板をこれからは考えてもいいのかなと思っております。

熊谷会長 できるだけそういうふうの説明して、住民の方に理解をいただくような看板を設置するというのが、本日の審議会でも強い意見として出たということで議事録にも残していただいて、事務局のほうにもお願ひしたいと思ひます。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

◎特別保護樹木の指定について

熊谷会長 それでは、次の議題、特別保護樹木の指定について、事務局から説明をお願ひいた

します。

みどり公園課長 それでは、特別保護樹木の指定について、資料3に基づき御説明をいたします。

担当の職員より映像を用いまして御説明をさせていただきます。

事務局 こちらは引き続き宮田が担当いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、新宿区で3本目となる特別保護樹木の指定について御承認をお願いするものになります。

それでは、新宿区みどりの文化財特別保護樹木の指定要綱の第2条第1項の指定基準を満たして、指定同意書の提出のありました特別保護樹木の対象木について、パワーポイントで説明申し上げます。

特別保護樹木制度につきましては、平成21年度に創設され、保護樹木等のうち特に重要と認められる樹木について特別保護樹木に指定し、維持管理支援を区が行う制度となります。

指定基準につきましては、学術上もしくは歴史上の価値または希少性の高い樹木、地域の象徴となっている樹木、樹勢及び樹形が良好で、将来の生育空間が確保されている樹木、所有者等が、滅失、枯死、その他やむを得ない事由により、当該樹木を伐採しないことに同意している樹木というのが基準になっております。

支援内容につきましては、維持管理方針の策定。これは樹種、生育状況及び周辺環境などを考慮して、樹木に適した維持管理の方針を策定するものです。

2番目に、定期的な維持管理の実施。保護樹木等が非常に大きな場合や枝葉が伸び過ぎている場合には、区が定期的に樹木の剪定や支障となっている枝の枝おろしなどを行います。剪定等は、維持管理方針に基づき、区の委託業者により実施いたします。

3番目に、樹木診断の実施。保護樹木等が弱ってきていたり、枯れてきたなどの場合は、区が樹木医に依頼して樹木診断を実施します。さらに診断結果を踏まえまして、必要に応じて適切な対応を行います。

今回の指定対象樹木についてです。

昨年度は特別保護樹木として、原町三丁目にあります幸国寺のイチョウの雄、雌の雌雄1本ずつを指定いたしました。幹回り4.7メートルのものでございます。

今回の対象木は、下落合四丁目にあります薬王院に生育しているケヤキとなります。

ここで、簡単に生育場所について御説明いたします。

薬王院につきましては、西武新宿線下落合駅の北、徒歩5分のところがございます。総本

山を奈良県桜井市の長谷寺とする真言宗のお寺で、東の長谷寺とも呼ばれております。現在の本堂は明治期のもので、かなり古い建物です。境内内ではボタンを栽培していきまして、4月末ごろからボタン見物の人たちでにぎわう通称ボタン寺などと呼ばれているお寺でございます。

今回の対象になるケヤキにつきましては、生育場所は境内の入り口、山門左手に生育しております。昭和48年度に保護樹木として指定していきまして、幹回り、現在3.3メートル、樹高が約30メートル、樹木の樹勢及び樹形は良好です。生育空間が十分確保されているために、自然樹形に近い形で生育しております。ただし、生育場所につきましては、地盤の高さ、10年前の参道改修工事に伴って、多少地盤高が盛り土されています。

指定理由につきましては、歴史のある樹木であること。薬王院は、古くから新宿を代表する寺院の1つであることから、このケヤキの木も寺院の歴史とともに古くからある樹木であると思われまふ。また、地域のシンボルとなっている樹木であること。薬王院の山門の隣にあり、遠方からもこの樹木の存在が一目でわかるほど目立ち、景観的にもすぐれた樹木でございます。落合地域は、区内でもみどり豊かな地域でございますが、地域住民にとって地域を代表する樹木であり、シンボルとなっている樹木です。次に、新宿を代表するケヤキの1つであること。落合はかつての武蔵野の面影を残す地域であります。かつてこの地域には、武蔵野の雑木林が広がっていたため、中でもケヤキは代表的な樹木であり、新宿区を代表する区の木でもございます。このような理由から、今回、特別保護樹木として指定していきたいというふうを考えてございます。

こちらの写真は、樹木上部、境内から見たケヤキの様子の写真になります。また、次は近隣高台から見たこちらのケヤキになります。

以上で、特別保護樹木の指定についての説明を終わります。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

3本目ということですね。

事務局 はい。

熊谷会長 この特別保護樹木というのは、ごく最近できた制度でありまして、先ほど申し上げたように都市の中での樹木に対する考え方というのがかなり日本でも成熟してきて、特別景観地区とか景観的に重要なところは大事にしていこうというそういう流れがありまして、その中で樹木の中でも特にすばらしい木は特別保護樹木という、そういう流れでございます。

これは、あれはお金は、変な話だけれども、高くなるのでしたっけ、同じでしたっけ。

事務局 助成金は同じ金額です。

熊谷会長 金額は同じ。

事務局 はい。

熊谷会長 ただ、さっき言ったようにいろんな手当が。

御質問ございますか。

はい、どうぞ椎名委員。

椎名委員 先ほど盛り土してあるという話がありましたけれども、盛り土はいつごろかわかりますか。

事務局 10年前と伺っております。

椎名委員 10年前。指定はいつでしたっけ。

事務局 昭和48年です。

椎名委員 48年。40年ぐらい前ですか。

事務局 40年近くなります。

椎名委員 当時、幹回りは幾つですか。いや、恐らく問題はないと思いますけれども、ちょっと確認だけ。

なぜかという、盛り土をした場合には大分樹勢が影響を受けるというのが通例でございまして、10年前に盛り土して今の状態ならほとんど問題ないと思いますので、そのままいいと思いますけれども。

みどり公園課長 47年当時は直径で86センチです。

椎名委員 86センチ。今3.3メートルですね。当時260センチか270センチぐらい。

みどり公園課長 それで、このお寺そのものに専属の植木屋さんがいまして、常に状態を把握しているというような事実がございまして、その点からも何か変化があったら、それなりに手当なり相談があるかなというふうにして考えております。

椎名委員 そうでしょうね。

みどり公園課長 大きさがなかなか、写真ではちょっとわからないものですから。

椎名委員 あれですか、直径が86センチ。どうでしょうね。円周ですから、270とか280とかそんなものだったんですね。そうすると330という50センチぐらい。40年で1センチ。

黒森委員 よろしいですか。このお寺、毎年ボタンを見に行くんですけども、手入れがものすごくきれいになっています。もうボタンの手入れも大変らしいんですけども、何という

んですかね、斜面に建っているお寺で、清水寺みたいな、ああいう舞台づくりのお寺で、ずっとボタンがあって、木が1本1本ものすごく手入れがいいです。だから、そういう樹勢とかあれば、全然問題ないような気がしますね。

椎名委員 盛り土という話を聞いたもので。どのぐらいの深さで盛り土しました。厚さはわかりませんか。

熊谷会長 はい、どうぞ。

事務局 60センチ盛り土しておりますが、一応、私どももそのあたりを考えまして、9月中旬に電波を通じて行う精密診断を実施する予定になっています。

椎名委員 ああそうですか。いや、その後の状況を見て、今の樹形を見るとほとんど問題ないと思いますけれども、一応確認しただけです。こういう写真を見せられると、やっぱりちょっと確認せざるを得ないので、申しわけございません。

熊谷会長 何かございますか。

これ特別重要でしたっけ、特別……

みどり公園課長 保護樹木です。

熊谷会長 特別保護樹木というのは、所有者が特別保護樹木にしてくれと申請をしてくる、そういうことですか。それとも区のほうから、これはすばらしいので特別保護樹木に指定をさせていただきたいと。どちらの流れなんですか。

事務局 区のほうからお願いしております。

熊谷会長 ですから、ちょっと皆さん、その辺も御理解いただいて、もちろん保護樹木も区のほうからもお願いをするんですけども、基本的には所有者の方から保護樹木に指定してほしいという、こういう形をとっているんですけども、多分この特別保護樹木のほうはそうじゃなくて、もっと区全体のレベルからできるだけ選択して維持のほうということでございますので。ということは、それなりにお願いして特別になっていただくんだから、特別に保護に責任を持たないといけないということね。ですよ。

事務局 はい。

黒森委員 ちょっとお伺いしていいですか。

熊谷会長 どうぞ。

黒森委員 特別保護樹木、さっき3本目と言いましたけれども、新宿でたった3本しかないんですか。

熊谷会長 そうなんです。

黒森委員 寂しいですね。

熊谷会長 どうぞ。

みどり公園課長 この制度が昨年度からですので、保護樹木制度はもう随分長くやっていますが、例えば所有者が届け出なしで伐採をしてしまうことですか、長年、維持管理がされな
いまうやむやになってしまう場合とかいろいろありましたので、良いものはもっと手厚く
保護をしようということで、昨年度からこういう制度を始めました。昨年度、2本指定をい
たしまして、今回、御承認いただければ3本目として指定するということになります。

熊谷会長 はい、どうぞ。

藤田委員 樹形を見ますと、非常によくて、すらっと本来のケヤキそのものの樹形をしており
ますので、なかなかこういうケヤキって、そうめったに見られるものじゃないので、ぜひこ
れは指定してもらって、より管理をきちんとして、より生育をよくしていただきたい
なというふうに、ぜひ思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましても特別保護樹木として指定をお認めいただいたということに
させていただきます。

◎新宿区みどりの基本計画について

◎新宿区みどりの実態調査（第7次）について

熊谷会長 それでは、一応審議事項が終わりましたので、引き続き報告に移りたいと思いま
す。

事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、今回初めての方も何人かいらっしゃいますので、以前に報告はし
てございますけれども、新宿区のみどりの基本となります「みどりの基本計画」、それと昨
年度行いました「みどりの実態調査」につきまして、簡単に御説明をさせていただきたいと
思います。

新宿区では、都市緑地法に基づき、みどりの総合的な計画として、平成10年9月に新宿区
みどりの基本計画を策定いたしました。これは以前の基本計画ですけれども、こういうもの
があります（旧計画の冊子をお見せする）。この策定の中で、年々失われていく快適な都市
生活に不可欠のみどりを保全・育成し、創出する取り組みを進めてまいりました。

その後、地球温暖化、都市のヒートアイランド現象の深刻化に伴いまして、環境改善効果

の高いみどりへの関心ですとか、必要性というのが一層高まってきたというような状況がございます。こうした状況により、より実効性の高い計画とするために、平成21年2月、20年度ですけれども、新たに新宿区みどりの基本計画（改定）、きょう机の上にお配りしているものを策定したものでございます。

この計画は、平成20年度から29年度までの10年間を計画期間としており、10年間で緑被率、新宿区内でみどりに覆われた部分を1%アップするというような大きな目標を掲げているところでございます。

平成20年度時点の緑被率が17.47%でした。10年間で、それを18.47%まで上げるというような目標で、このみどりの基本計画に位置づけた取り組みを行っているところですが、後ほど説明をいたしますけれども、昨年度行いましたみどりの実態調査の中では、0.4%のアップということで、現在17.87%という緑被率になっております。このペースでいけば、平成29年度には1%のアップということで、目標が達成できるのではないかと現時点では考えております。

それで、みどりの基本計画ですけれども、もう一つ、概要版というのを、きょうお配りさせていただきました。みどりの基本計画というのはどういうものかと申しますと、見開きになっていますけれども、まず開いていただきまして、左上のほうに「「新宿区みどりの基本計画」の改定にあたって」というところで、「環境改善効果の高いみどりへの関心と必要性はより一層高まっています。今回の改定は、こうした社会情勢の変化及び最新の関連法令や行政計画などを考慮し、より実効性の高い計画とするために行うものです。」、このような意図で、これをつくっているものです。

もう一つ開いていただきまして、この計画により重点な取り組みをするものが、真ん中に5つ載っております。

まず重点的な取り組みの1といたしまして、「都市にみどりの軸を創る」ということで、その中に3つ掲げております。道路空間のみどりの充実、それから河川の緑化、3番目として「風のみち」「緑陰豊かな街路路線」を対象とした街路樹空間の創出というようなことです。

先ほど会長からも、現区長が街路樹についても無剪定に近いような状態で緑陰を確保するというようなことの発言がありましたが、街路樹につきましてはなるべくボリュームを保つような剪定ということで、この方針にのっとった施策を行っております。街路樹は、区道の街路樹のみならず、都道にある街路樹、それから国道の街路樹についてもお願いをして、そ

のような剪定をしていただくというような形で進めております。

河川の緑化につきましても、護岸緑化ということで、神田川の護岸につきましても、コンクリート張りといいますか、石張りのところを毎年毎年、このような写真のとおりツタ類をはわせまして、緑化に努めているところでございます。かなりの量の護岸が緑化されつつあります。

それから、重点的な取り組み、2として「宅地のみどりを守り育てる」。これはまさにきょう御審議いただいた保護樹木制度の拡充です。拡充の1つとして特別保護樹木の制度も取り入れております。それから、落合地域のみどりの保全、それから笹笥地域のみどりの推進ということも挙げております。

落合地域は、一番区内でも民間のみどりの緑量の多いところですが、保全につきましてはなかなかみどりのレベルだけでは対応しきれないところがありますので、都市計画上の地区計画というものを策定をしてみどりを守っていきたく。これについては、まだ策定までは至っていませんけれども、いろいろ準備を進めているところでございます。

笹笥地域は、みどりの推進ということで、みどりの推進モデル地区に指定しました。笹笥地域はもともと小さな住宅がたくさんあるところで、なかなかみどりが少のうございましたけれども、モデル地区にしていろいろな施策を優遇的に行うということで、みどりの量をふやすという施策を行っているところでございます。

重点的な取り組み、3といたしまして「創意工夫によりみどりを創る」ということで、屋上緑化、壁面緑化の推進、それから花いっぱい運動の推進、ビオトープ地域拠点の設置ということで、屋上緑化も実態調査によりますとかなりの量がふえております。そういうことも含めまして、あとは新宿花いっぱい運動の推進ということで、特に繁華街なんですけれども、街路灯の柱等にハンギングバスケットをかけたり、街角にプランターを置いて花をふやしていくというような事業も実施しております。また、ビオトープにつきましても、区内の学校ですとか公園の一部にビオトープを設置して、生物生息空間の充実を図っているところでございます。

重点的な取り組み、4といたしまして「拠点となるみどりを充実する」ということで、「区民ふれあいの森」の整備、「玉川上水を偲ぶ流れ」の創出、「区民ふれあいの水辺」の活用、それから魅力ある公園づくり、これもおのおの実施しているところでございます。

区民ふれあいの森は、今おとめ山公園というのが下落合にございますけれども、その周辺の隣接する国有地を買収いたしまして、より一層自然豊かな森を創出していくという事業で

ございます。「玉川上水を偲ぶ流れ」の創出は、新宿御苑の一番外側、北側の通路の部分に、もともとこのすぐ横の区道上を玉川上水が流れていたということで、それをしのぶ流れを新宿御苑の中につくるということで、3年間にわたって工事をしているところですが、今年度、最後の区間の工事を施工する予定で、来年の春にはすべて完成ということで事業が進んでおります。

それから、区民ふれあいの水辺ということで、外濠を親水空間として活用するというところで、これは新宿区のみならず外濠に隣接しています千代田区、港区と共同しながら、どのような維持管理をしていくかも含めて調整をしているところでございます。

魅力ある公園づくりにつきましては、既存の公園を計画に基づいて現在の使用に合った公園整備、または管理運営をしていくというようなことで、ワークショップを開催しながら公園づくりを進めているというような事業でございます。

重点的な取り組み、5としまして「公共施設では先駆けてみどりを増やす」。区有公共施設の緑化の推進、区道での緑化の推進、それから国、東京都の公共施設の緑化の促進ということで事業を挙げています。今のところでは、区ですと高田馬場でリサイクル活動センターを建てかえております。それから、四谷の三栄町では健康施設、それと清掃事務所を合同で建てかえをしていますが、そこで民間の基準よりも多い敷地面積の約25%、民間の建物より多く緑化をするという取り組みを進めているというような状況がございます。

その他、区道にシンボルツリーを植栽するですとか、東京都にもいろいろ働きかける、そういうような事業も行っております。

そのような計画をつくって、10年間にみどりをふやすということで、このような計画を進めているところでございます。

次に、みどりの実態調査、第7次のみどりの実態調査です。

これは新宿区の区内のみどりの実態を把握し、みどりの施策に反映させるため5年に1度実施しているものです。一番先に行いましたのは昭和47年、もう40年近く前ですが、第1次の調査を行いまして、その後、5年ごとに調査を実施してまいりました。5年ごとのちょうど第7回目が、昨年度、22年度に実態調査を行ったところでございます。

これは、この概要版、開いていただきますと、真ん中に大きく地図がありますけれども、これは区内全域を飛行機から空中撮影し、デジタル処理をいたしまして、1平方メートル以上の緑地を抽出のうえ、それを樹木、樹林、草地等に分類をいたしまして、面積を出して割合を出すというようなことを行っております。

その結果、先ほども申しましたけれども、第1次から第6次までの間は少しずつその緑量が減ってきたんですけれども、今回初めて0.4%ではありますけれども、みどりの量がふえたというような調査結果になっております。

それと、この調査、この本編のほうで67ページにあるんですけれども、新宿区が大きな樹木すべて調査をいたしました。平成22年度、昨年度の調査におきまして、幹回りが30センチ以上の樹木につきましては、新宿区全体で1万5,243本ございます。これには当然公園の中の樹木、それから道路の街路樹、それから公共施設の樹木も含んでおりますけれども、保護樹木になり得る可能性のある樹木が、まだまだこれだけあるというような考え方ができるのではないかと考えています。

先ほど会長もおっしゃっていましたが、保護樹木が1,000本では非常に少ないということは、我々も承知をしております、ますます努力をして、1万5,000本がすべて対象かどうかは別といたしまして、まだまだ可能性があるということで、保護樹木はふやすというような施策を、これからどんどん進めていきたいと考えているところでございます。

実態調査の報告なので、いろいろな調査の内容が出てまいりますけれども、それぞれこれをお読みいただいて、後ほどでも、もし御質問等がございましたら事務局のほうへ御連絡をいただければと考えております。

雑駁ではございますが、以上、「みどりの基本計画」と「みどりの実態調査」についての簡単な御説明をさせていただきました。

熊谷会長 ありがとうございます。

大変要領よく、新宿区のみどりの基本計画と、それから実態調査について事務局から説明をいたしました、何か御質問ございますか。

よろしいでしょうか。

おありですか。どうぞ、御遠慮なく御発言いただきたいと思います。

では、越野委員、お願いいたします。

越野委員 こういった内容は、ちょっと今回出席するに当たって、ホームページとかでも、議事録とかも載っていたので見てきたんですけれども、さっきおっしゃった特別保護樹木、3本目だよとか、そんな何か、何というんですかね、おもしろい話というのか——がなかなか載っていなかったんですけれども、そういった広報とかってというのはどんな感じでされているのかなど。あと、ちょっとそういった話は、例えば自分のブログであったりとか、そういうことで広報というか、個人的にこんなおもしろい話があったよということで書いてしまっ

ていいものなのか、そこら辺はどういうふうにお考えか。

熊谷会長 今の点について事務局、お願いいたします。

みどり公園課長 私どもも、広報することは非常に大事だというふうにして考えております。

ただ、今まで余りその辺が得意でなかったというところがありました。端的に言いますと、みどり公園課のホームページについても古い情報が今までずっと載っていたというような御批判をいただいたところもありましたので、課の若手職員の中でPTをつくりまして、ホームページの充実ということで今、少しずつ改定をしているところでございます。

そういう中で、まだおもしろい話を出すところまではいっていないんですけれども、徐々にそういうことも含めまして、大いにこういうことは広報していきたいというふうにして考えております。

熊谷会長 はい、どうぞ渋谷委員。

渋谷委員 質問ではないんですけれども、本日の保護樹木の議論と、あとこのみどりの実態調査等の報告を受けて、ちょっと考えたことをひとつ述べさせていただきたいと思います。

今回は指定というところで、とても楽しく議論が進んでいたところがあると思いますが、やはりこちらもしかしたら近所の苦情等で、指定の解除ということを考えなくてはいけないときがくるかもしれません。そのバランスというのが、きょうのずっと議論だったと思うんですけれども、これまでも近所の方の苦情によって指定解除が、特に落ち葉ですね——の指定が解除されるという件があったと思うんですけれども、こちらのみどりの基本計画の中の6ページにありますけれども、みどりの啓発と仕組みづくりということで、情報の発信等が書いてあります。

先ほどメタセコイアの街路樹のところ、小学生の通学路なんではないか——のようなところがあったのを拝見してちょっと思ったんですが、各小学校が、今もやっているかわからないんですけれども、1、2年生ぐらいですと総合教育等で、マップを持って地域を見学するという授業があると思います。そんなときに取り入れてもらえるような各学区づくり、学区ごとのみどりの文化財というようなマップをつくると、樹木に対する近隣の方の温かい目というのが育てられるのではないかと思うので。子どもの意見というのは意外と伝播していくものでして、御両親ですとかマンションに住む方とかおじいさん、おばあさんとか、そういう方にも樹木に対する、あるいはみどりの文化財に対する目というのが育っていくのではないかというふうに思いました。

御検討いただければと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

事務局、よろしいですか。

みどり公園課長 はい。

熊谷会長 では、武山委員。まず御意見。

武山委員 意見じゃないんですけれども、あした私ども理事会があるんですけれども、今時節柄、ソーラーパネルの設置の屋上のあれがありまして、今きょうは私は立場的には屋上緑化というお話を承ってきたんですけれども、これから建てかえる企業の中で、どちらが補助金がいいとか、どちらが工費がかかるか、いわゆる屋上緑化にするためには、屋上の防水関係でやるのがいいのか、それともそこにソーラーパネルをして電気を設けるのが、今商店としてのPR、先端になるのかというのを、実はあしたちょっと検討があるんですが、そういった今時節柄、屋上緑化という流れが、ちょっと今、電気のという感じもきているというのが現状でございます。

熊谷会長 大変いい御意見で、最近、非常にそういう意味では、日本中がちょっと神経質になり過ぎていて、例えば校庭を芝生にする、緑化するという話がずっとある程度伸びてきたんですけれども、そういうふうにすると放射線を吸収しちゃって、そこで子どもたちが大変なことになるから、みどり全部ひっくり返しちゃえと、こういうような乱暴な意見もあるように伺っています。

ですから、今伺ったので私も特に感じるのは、ソーラーパネルがいいのか、緑化がいいのか、そういう議論になりがちなんです。でも、両方必要なんですよ、我々の生活には。だから、どっちかという議論で、いろいろ今、ゼロか1とか、あるいはこっちか、こっちかという形でどんどんいくと。事業仕分けでもそうですよね。だめかいいかというそういう形でやっていって、本当に総合的に、あるいはその場だけじゃなくてある程度将来を見据えた時間軸を認識したような議論がないので、これは我々にとっては非常に不安に感じるころだと思います。

つまり、みどりというのは長い時間をかけて育てていって、やっとその価値が出てくるんだと思うんですね。通常だと1%を10年間とか20年間でふやすのは何だと、大体御意見が出るんですよ。10%ぐらいじゃないのと。ところが、この新宿区で1%をふやすというのは、現実にはいろいろなデータをもとにして事務局からいつも説明を受けるんですけれども、本当に1%というのはほぼ実現不可能な数字でできていたんですね、減る一方で。これは1%ふやすということは、これは実は事務局としても大変な決断で、ましてこれを区のそういうよう

なホームページとか何かで1%伸ばすというのを、もし公表をきちっとすれば、それを10年後に守られているかどうかで、これ大変な自分で自分の首を絞めるような大決断なんですね。

特に新宿の場合は、先ほど申し上げたように非常に土地の確保とか、それからみどりの確保が、多分日本の中で、東京の中で一番厳しい環境にあるかなと思っておりますので、ちょっと横道にそれかもしれませんが、本来に戻すと越野委員とか渋谷委員の言われたように、いかにも広報活動ですかね、それから啓発ですかね、そういうことで区民の方の協力を得るというか理解を得て、その人たちのバックアップを得るということは非常に大事だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、これについては先ほどちょっと課長が申し上げましたが、区のほうでも、区の広報とか何か随分、大体このみどりの話と、それからもう一つは子どもの話ですね、教育委員会系の子どもの話と、それからみどりの話は、広報の中でどんどん多分ふえつつありますね。前は、そう言っちゃなんですけれども、非常につまらない、広報というのはだれも見ないような内容だったんですけれども、今みどりの話と子どもの話に対して、非常にソフトな当たりになってきたので、それは1つは区長が女性だということもあるのかもしれませんが、ぜひいろんなところで、委員の方からいただいた意見は、これはきちっとこの議事録にも載りますし、審議会の意見として区の議会にも反映されていきますし、当然のことながら区長の耳にも入りますし、いろんな意味で皆さんの御発言がそれなりに区のみどり行政に反映されることは間違いないと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

何かほかにございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 すみません、私これを拝見いたしまして、この地図で、笹塚地区に住んでいるんですけども、笹塚地区だけちょっと茶色っぽいんですよね。これは笹塚地区は、みどりの推進モデル地区になっているんですが、何年前に御説明にいらしたと思うんですけども、その後どのように生垣とか屋上とか壁面とかでふえているんでしょうか、具体的に教えていただければ。

熊谷会長 ぜひ、お答えしてください。

事務局 では、簡単に御説明いたします。

みどりの推進モデル地区は、もともと笹塚地域、一番みどりが少ないということで、積極

的に区のほうでみどりをつくっていかうということで、特に助成を、例えば生垣の助成ですか、あるいは地域の方々に緑化の資材を支給します、みどりの協定、そういった区の支援策を強化的に、重点的に行っております。そうした生垣がふえた、あるいはみどりの協定の件数がふえたというのは、決して爆発的にたくさんあるというわけではないんです。

ただ、今回の5年ぶり、昨年、平成22年度にみどりの実態調査を行いまして、そのときに新宿区内にございます10地域の中で、箆笥地域は最もみどりがふえたんですね。今まで減る一方だった箆笥地域において、実は約7ヘクタールぐらい近いみどりがふえました。これは私たちもちょっと不思議に思っているんですけども、恐らくそこに住んでいらっしゃる方々が、みどりが少ないという実態がずっと続いていたことに対して、これはみどりをふやさなくちゃいけない、そういった意識の変化というんですかね、そういったものがあってわずかず皆様がみどりをふやしていただいた結果、ふえたんじゃないかというふうに思っております。

ですから、成果というと、モデル地区に指定したからというわけではないんですけども、そうした指定することによって意識の改革みたいなものがあつたのかなというふうに、何となくですけども、思っている次第です。

熊谷会長 そんなに腰の引けた言い方じゃなくて、やっぱり新宿区のみどりの推進審議会とか、それに基づく事務局が重点的にやった成果が確実に出ていますし、普通は、普通は知らない人が聞くとモデル地区って、何かそこがすばらしいから、ここはみどり豊かなところだから、そこをモデルにしてもっとほかのモデルになるようにと、こういうことなんですけれども、実はこの箆笥地区は最もみどりが貧弱な場所だから、そこをできるだけ早くというそういうあれなので、モデル地区という意味も含めて、やっぱり区民の方にも、モデル地区に指定したことによって、新宿区の中で特段みどりのふえ方が非常に顕著な場所であるというようなことをぜひ流していただいて、そうすると渡辺委員なんかのお気持ちも少しおさまるんじゃないかと思えます。

渡辺委員 たまたま私、地区協で、将来像というところで、みどりをふやすほうをやっていますので、今度、会議がありましたら報告して。

熊谷会長 できたら、数値的にこのぐらいふえているというのを渡辺委員にお渡ししてください。

事務局 まとめたものがございますので、後ほどお渡しいたします。

熊谷会長 それでは、藤田委員、お願いいたします。お待たせしました。

藤田委員 先ほどソーラーパネルとみどりというお話があったんですけども、ソーラーパネルというのは、周りの気温が高くなると効率がぐっと落ちちゃうんですね。そこを同じようにみどりにすることで、効率というのはかなり上がるということが1つあります。

それから、今非常に問題になっているのは都市のヒートアイランド、特に熱帯夜の問題なんです。これは建物を緑化しないことによる効果というか——ことですごく進んでいて、それをみどりにすることで急激に下がるんですね。都市の温度を1度下げると、1つの発電所がいらぬぐらい電力というのはぐっと少なくなるので、それがきちんと数値として出てこないというのがきついですけれども、実態はそういうことなので、その辺をてんびんにかけて検討していただきたいなというふうに思います。

熊谷会長 大変前向きで、かつ専門的な御意見いただきましてありがとうございます。武山委員、ぜひその辺も含めて。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは小池委員、お願いします。

小池委員 保護樹林というのは、今立派になっている木をキープするということですね。木って毎年毎年大きくなっていきますね。それで、私の家の周りのかなり大きなお屋敷が、次の世代になるとちいちゃく分割されて、そこにあった立派な木が倒されちゃうんですね。何か変な言い方かもしれないんですけども、準保護樹林みたいな、5年とか10年後にこれは立派な木になるよというようなものがあれば、お家を2つにちいちゃく分けるときに、敷地をとるときに、これは将来保護樹林になる大切な木だよというような意識があれば、ちょっと間取りとか敷地を考えて残すというような、そういうような取り組みがあればいいなと思うんですね。でないと、どんどん相続税を払うために土地を割って、それから土地を売って、土地を売ると、私の家の隣にも同じ小池さんという家がありまして、300坪あったんですけども、そこすばらしい木があったんです。ところが、そこにマンションが建って、マンションの業者はすべての木を全部切り倒してとり尽くしてしまったんですね。

ですから、何かそういう経済的な問題に区も配慮ということは難しいかもしれないんですけども、何か今立派に育った木を保護樹林にするというより、5年先とか10年先を見据えたそういう行政の指導とか、そういう考え方があればいいんじゃないかなというふうに考えます。

熊谷会長 ありがとうございます。

その土地の相続税を支払うために、相続が起きたときに土地が細分化して、その細分化す

るので大変困るんですけども、細分化するとき、もしその土地を売買するとき、一応更地にするということが前提なものですから、それでどんどん区のみどりが減っていくというのは、これずっと我々の非常に憂慮すべき事項として、各委員からいつもそれ御指摘を受けて、これはちょっと私たちのこの区の審議会のレベルではうまく解決ができそうもないので、都とか国とか、それからそういう形で税制の見直しですか、相続税の、例えば相続するとき、立派な木であれば、それを1つの減免の条件にするとか、それから少なくとも土地を売買するとき、日本だけなんですよ、更地にしたほうが価値があるというのは。海外では、立派な木があればそれも1つのそれなりの評価をされて、普通の更地の土地より高く売買されるのが、私、通常だと思いますので、何かそういう形で動かして行って、そういう大きな考え方で今後の将来性のあるみどりとか、そういうことも含めてぜひ審議をしていただく時間をとりたいと思いますので、多分それはみどりの基本計画の案とか、いろいろこれからの御審議いただく議題の中でそういうことを、ぜひ御意見をいただいきたいなというふうに思っていますので、そのときはぜひお知恵をおかりしたいと思います。

本日は、一応時間が、決められた時間をちょっと私の不手際で10分ほどオーバーしておりますので、もし何もないければ次の連絡事項に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それと、もう一つ、特に初めての委員の方をお願いしたいんですが、事務局は常にオープンということになっておりますので、何かお気づきの点とか、この審議会に関して御質問等がおありでしたら、ぜひ事務局のほうにお問い合わせをいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

◎連絡事項等

熊谷会長 それでは、連絡事項をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、連絡事項です。

審議会の最初をお願いをさせていただきましたけれども、資料送付先などの確認についてという用紙でございますけれども、お帰りの際に事務局に御提出いただければと、よろしく願いいたします。

なお、次回の審議会ですけれども、現時点ではまだ未定となっております。開催の際には、1カ月前をめどに御連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

本日はありがとうございました。

◎閉会

熊谷会長 どうもありがとうございました。

午後4時09分閉会